

## 安全データシート(SDS)

Data No : 0082  
作成日2022年11月 7日  
改訂日 年 月 日

### 1. 化学物質及び会社情報

製品名(化学名、商品名等) : PD0325901  
製造元 : STEMCELL Technologies Inc.  
製造元製品コード : 72182、72184、100-0248  
商品コード : ST-72182、ST-72184、ST-100-0248  
安全データシート対象物質 : N-[(2R)-2,3-ジヒドロキシプロポキシ]-3,4-ジフルオロ-2-[(2-フルオロ-4-イオドフェニル)アミノ]-ベンズアミド (別名:PD0325901) 100%

労働安全衛生法  
名称等を表示すべき危険物及び有害物(1%以上)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物(1%以上)  
法第57条、政令第17条別表第3第1号並びに政令第18条及び第18条の2  
別表第9の606(令和5年度まで)、別表第9の605(令和6年4月1日施行)  
政令名称: 沃素及びその化合物

会社名 : 株式会社 ベリタス  
住所 : 東京都港区浜松町1丁目18-16 住友浜松町ビル6階  
電話番号 : 03-5776-0078  
緊急時の電話番号 : 03-5776-0078  
FAX番号 : 03-5776-0076  
メールアドレス : [veritas@veritastk.co.jp](mailto:veritas@veritastk.co.jp)  
推奨用途及び使用上の制限 : 研究用試薬(細胞内シグナル研究の低分子化合物)

#### 【注意】

本データシートはすべての情報を網羅しているわけではありません。従って、記載されている情報は化学物質の安全性の指標としてのみご使用ください。また、記載内容は情報提供を目的としており、当該化学物質の取り扱い上のいかなる保証をなすものではありません。

N-[(2R)-2,3-ジヒドロキシプロポキシ]-3,4-ジフルオロ-2-[(2-フルオロ-4-イオドフェニル)アミノ]-ベンズアミド  
(別名:PD0325901)

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類	※ JIS Z7253: 2019 版 準拠 *JIS: 日本産業規格	
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分 3
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分 2
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1
ラベル要素		

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

H301 - 飲み込むと有毒

H373 - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器障害のおそれ

H400 - 水生生物に非常に強い毒性

H410 - 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き: 【安全対策】

取扱後は顔や手など、ばく露した皮膚を洗う。

この製品の使用時には飲食、喫煙は禁止。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

環境に放出しないこと。

【応急措置】

気分が悪い場合、医師の治療を受けること。

飲み込んだ場合、すぐに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

漏出物を集めること。

【保管】

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

その他

ほかの危険有害性

情報なし

## 3. 組成、成分情報

純物質もしくは混合物

単一物質

化学名又は一般名:

PD0325901

別名:

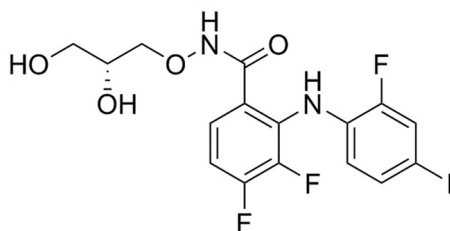
N-[(2R)-2,3-ジヒドロキシプロポキシ]-3,4-ジフルオロ-2-[(2-フルオロ-4-イオドフェニル)アミノ]-ベンズアミド

化学式:

N-[(2R)-2,3-dihydroxypropoxy]-3,4-difluoro-2-[(2-fluoro-4-iodophenyl)amino]-benzamide  
C<sub>16</sub>H<sub>14</sub>F<sub>3</sub>IN<sub>2</sub>O<sub>4</sub>

化学特性

(化学式又は構造式):



CAS番号:

391210-10-9

官報公示整理番号

(化審法・安衛法):

分類に寄与する不純物及び安定 情報なし

化添加物:

濃度又は濃度範囲:

## 4. 応急措置

吸入した場合:

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合:	医師の手当、診断を受けること。 皮膚を水と石鹸で洗浄すること。皮膚に関する症状が現れたら
目に入った場合:	医師の手当、診断を受けること。 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合:	口のすすぐこと、無理に吐かせないこと。気分が悪いときは医師の手当、診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状:	咳、頭痛、めまい、息切れ、嘔吐、下痢、腹痛、意識喪失。 症状は遅れて発現することがあり、医学的な経過観察が必要である。
最も重要な兆候及び症状:	
応急措置をする者の保護:	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

消火剤:	小火災:二酸化炭素、粉末消火剤、散水 大火災:散水、噴霧水
使ってはならない消火剤:	データなし
特有の危険有害性:	データなし
特有の消火方法:	関係者以外は安全な場所に避難させる
消火を行う者の保護:	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 風上に留まる。
環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 環境中に放出してはならない。
回収、中和:	データなし。
封じ込め及び浄化の方法・機材:	危険でなければ漏れを止める。
二次災害の防止策:	すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
安全取扱い注意事項:	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
接触回避:	「10. 安定性及び反応性」を参照。
保管	
技術的対策:	
保管条件:	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること 容器は直射日光や火気を避けること。
混触危険物質:	「10. 安定性及び反応性」を参照。
容器包装材料:	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	データなし
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	データなし
日本産業衛生学会(2005年版)	データなし
ACGIH(2005年版)	データなし
設備対策:	
保護具	
呼吸器の保護具:	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具:	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具:	適切な眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具:	保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
衛生対策:	適切な顔面用の保護具を着用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。

### 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	固体(白色～うすい褐色)
臭い:	データなし
pH:	データなし
融点・凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	データなし
引火点:	データなし
爆発範囲:	下限 データなし、上限 データなし
蒸気圧:	データなし
蒸気密度(空気 = 1):	データなし
比重(密度):	データなし
溶解度:	DMF: 25 mg/mL、DMSO: 25 mg/mL、エタノール: 20 mg/mL
オクタノール/水分係数:	データなし
自然発火温度:	データなし
分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	該当しない
粘度:	データなし

### 10. 安定性及び反応性

安定性:	通常の条件においては、安定である。
危険有害反応可能性:	データなし
避けるべき条件:	高温と直射日光。
混触危険物質:	強酸化剤
危険有害な分解生成物:	一酸化炭素、二酸化炭素、NO <sub>x</sub> 、ハロゲン化物

### 11. 有害性情報

急性毒性:	データなし
皮膚腐食性・刺激性:	データなし
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性:	データなし
呼吸器感受性又は皮膚感受性:	データなし
生殖細胞変異原性:	データなし
発がん性:	データなし
生殖毒性:	データなし
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露):	データなし
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露):	データなし
誤えん有害性:	データなし

### 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性):	データなし
水生環境有害性 長期(慢性):	データなし

### 13. 廃棄上の注意:

残余廃棄物:	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装:	廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

**14. 輸送上の注意****海上規制情報**

UN No.: UN2811  
 Proper Shipping Name: Toxic solids, organic, n.o.s. (PD 0325901)  
 Hazard Class: 6.1 Toxic substances  
 Packing Group: III  
 Marine Pollutant: 該当

**航空規制情報**

UN No.: UN2811  
 Proper Shipping Name: Toxic solids, organic, n.o.s. (PD 0325901)  
 Hazard Class: 6.1 Toxic substances  
 Packing Group: III  
 Marine Pollutant: 該当

**特別の安全対策**

輸送前に容器の破損、腐し、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷ずれの防止を確実に行う。直射日光を避ける。  
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。重量物を上積みしない。

**15. 適用法令****労働安全衛生法:**

名称等を表示すべき危険物及び有害物(1%以上)  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(1%以上)  
 法第 57 条、政令第 17 条別表第 3 第 1 号並びに政令第 18 条及び第 18 条の 2  
 別表第 9 の 606(令和 5 年度まで)、別表第 9 の 605(令和 6 年 4 月 1 日施行)  
 政令名称: 沃素及びその化合物

**化学物質排出把握管理促進法** 非該当**(PRTR 法):****毒物及び劇物取締法:**

非該当

**危険物船舶運送及び**

毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)

**貯蔵規則:****航空法 :**

毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)

**16. その他の情報****参考文献**NITE: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

IATA 危険物規則書

RTECS: Registry of Toxic Effects of Chemical Substances

中央労働災害防止協会 GHS モデル SDS 情報

有機合成化学辞典(社) 有機合成化学協会 講談社サイエンティフィック

化学大辞典 共立出版